

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率化・迅速化、ディスクロージャーの充実、経営上の意思決定と執行の分離、監査役の権限の独立等、株主の立場に立った企業価値の最大化と経営の透明性をコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としております。

また、連結子会社を含めた当社グループにおいても、当社同様企業価値の最大化と経営の透明性をコーポレート・ガバナンスの基本と考え、毎月の業績の報告、定期的な当社社外監査役のチェック、当社業務監査室による業務監査等を実施しています。

取締役等の候補者の選任につきましては、過去の人事考課を基礎に取締役会で協議し選任いたします。その任期は、取締役の業務に緊張感を持たせ業績の実効を上げることを目的として1年としております。なお、監査役会は、独立した機関として設置し、その権限にも独立性を持たせております。日常の監査業務のなかで忌憚のない発言を常時受け入れる体制を構築しております。

また、取締役、監査役の報酬限度額等につきましては、当社の定款にその額、算定方法等の定めはなく、その報酬限度額、算定方法、改定等は株主総会で決定いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本証券金融株式会社	2,025,200	2.74
株式会社フージャースホールディングス	1,388,900	1.88
JPMCC CLIENT SAFEKEEPING ACCOUNT	1,199,100	1.62
出口 保幸	1,120,000	1.51
フィンテック投資事業有限責任組合第19号	788,900	1.07
清水 俊光	722,700	0.98
瓦谷 暢夫	573,520	0.77
UBS AG SINGAPORE	500,000	0.67
SIX SIS LTD.	488,424	0.66
田中 昭廣	450,000	0.61

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第二部

決算期 2 月

業種 不動産業

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	3 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小川 栄一	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小川 栄一		会社と本人との間には特別な利害関係はありません。	上場会社で取締役としての経験があることや会社経営者として経営に関する知識・経験を有していること等から、当社の経営体制の強化につながることで、及び一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断できるため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役の人数	3名
--------	----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査を担当する代表取締役直属の業務監査室及び監査役会並びに会計監査人は、定期会合による意見交換及び情報交換等を行っており、それぞれの連携を高める事によって効率的な監査の実施に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
福田享	他の会社の出身者													
沖田哲義	弁護士													
大原邦夫	税理士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福田享		会社と本人との間には特別な利害関係はありません。	金融機関において培われた専門的な知識・経験等を生かし、社外監査役として経営全般の監視及び有効な助言が期待できること及び一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断できるため。
沖田哲義		会社と顧問弁護士契約を締結しております。	弁護士として専門的見地から、有用な意見が期待できるため。
大原邦夫	○	会社の独立役員に指定しております。	税理士の資格を有していることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、経営全般の監視及び有効な助言が期待できること及び一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断できるため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社の経営状況を鑑み、インセンティブは付与しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役(6名)に支払った年間報酬総額は32,924千円(うち社外取締役1名3,266千円)です。
監査役(3名)に支払った年間報酬総額は13,373千円(うち社外監査役3名13,373千円)です。
なお、当社の経営状況から平成28年4月より一定の業績回復が見込めるまでの間、役員報酬の減額を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、専属のサポーターは設置しておりませんが、監査役の求めに応じ業務監査室がサポートすることにしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1)コーポレート・ガバナンス体制について

当社の取締役会は、取締役3名(うち1名が社外取締役)で構成しており、迅速かつ的確な意思決定を行うことができる適正な規模と考えております。取締役会は、原則として毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時に開催されており、経営の基本方針、法令で定められた事項、その他重要な事項を決定するとともに各部門の業務執行状況の監督、業績の進捗確認を行っており、業務執行・意思決定の迅速化を強化しております。

また、当社は、監査役会設置会社であります。監査役会は、監査役3名で構成しており、いずれも社外監査役であります。そのうち1名が常勤社外監査役として常駐しており、日常の業務を含め、役員との個別相談による経営に対する意見の具申等々、日々の監視体制が整っております。監査役は、毎月開催される取締役会の出席を原則とし、取締役の業務執行報告及び重要議案の審議・決議状況を監視し、必要に応じて意見陳述や助言・提言等を行っております。一方で、毎月開催しております監査役会においては、監査役監査の結果報告(意見形成含む)のほか、コンプライアンスに抵触するような重要事項はないか、内部統制上問題となるものはないかについて、各監査役は意見交換等による確認を行っております。さらに、当社の内部監査を担当する代表取締役直属の業務監査室とは、1ヶ月毎に定期会合を実施し、監査結果報告、問題点の協議を行う他、随時情報交換や、共同して往査実査へ取り組んでいます。

(2)会計監査について

会計監査については、当社は監査法人元和と会社法監査及び金融商品取引法監査について監査契約を締結し、会計監査人として会計監査を受け、必要に応じアドバイスを受けておりますが、体制への関与はありません。なお、監査業務を執行した公認会計士及び監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名
指定社員 業務執行社員 加藤 由久
指定社員 業務執行社員 中川 俊介
会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士3名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載された体制を採用することにより、企業活動の透明性確保や経営監視に関する機能は十分に果たしていると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信及び各種プレスリリースを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は法令、規則等に則り可能な限り、メディア、ホームページ等を通じ早期の開示を行っております。また、「企業倫理基準」を制定し、ステークホルダーの立場の尊重に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	法令及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底するため、「企業倫理基準」を制定するとともにコンプライアンスに係る定期的な社内教育等を行う等、当社が定める内部統制基本方針に基づき、CSR活動に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は企業の開示に関する規程等を特に制定しておりませんが、法令、規則等に則り可能な限り、メディア、ホームページ等を通じ早期の開示を行っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役・使用人が、法令及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底するため、「企業倫理基準」を制定するとともにコンプライアンスに係る定期的な社内教育等を行う。
 - (2) 代表取締役の直属部門として業務監査室を設置し、定期的に業務監査を実施し、監査結果を代表取締役、担当取締役、監査役らに報告する。
 - (3) コンプライアンス、リスク管理を統括する組織として、代表取締役を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。なお、業務監査室は、同委員会と連携してコンプライアンスの実施状況を管理・監督し、これらの活動が定期的に取締役会及び監査役会に報告される体制を構築する。
 - (4) 使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度規程を制定する。
 - (5) 市民生活の安全や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、弁護士及び警察等関連機関との連携の強化を図り、これらの圧力に対しては断固として対決し排除する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 各種社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存及び管理する。
 - (2) 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 「危機管理規程」、「リスク管理規程」等を制定し、各部門においてリスク管理を行い、その未然防止を図るものとする。なお、緊急度の高い事案が発生した場合は、対策本部を設置し、リスクや被害等の最小化を図る。
 - (2) 業務監査室の監査により法令・定款違反、その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちにコンプライアンス・リスク管理委員会に報告する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会は経営理念を機軸に年度計画等を策定し、各業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び予算の設定を行う。また、経営目標が当初計画どおりに進捗しているか月次・四半期の業績管理を行う。
 - (2) 取締役会規則により定められている事項及び付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守する。
 - (3) 日常の職務執行に際しては、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。
5. 当社並びに子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営の自主性を尊重しつつも、企業集団として一体性を有すること、また、適正な業務運営を図るため、子会社の管理を当社の経営企画室が統括するものとし、経営企画室担当取締役が、経営内容を定期的に点検する。

なお、当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関係法令等の適合性を確保する体制を整備するものとする。

 - (1) 子会社の取締役、執行役、業務を執行する役員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の管理を統括する当社の経営企画室が、必要に応じて子会社より報告させる。なお、子会社の代表取締役は、当社の四半期決算毎に、業績進捗等を報告する。
 - (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 子会社は、当社の「危機管理規程」、「リスク管理規程」を準用しリスク管理を行い、未然防止を図る。なお、緊急度の高い事案が発生した場合は、当社へ報告するとともに対策本部を設置し、リスクや被害等の最小化を図る。
 - b. 当社の業務監査室は、当社及び子会社の内部監査を実施または統括し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。業務監査の実施状況及びその結果は、その重要度に応じ当社取締役会、子会社取締役会、コンプライアンス・リスク管理委員会等の所定の機関に報告する。
 - (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 当社は、当社グループの年度計画を策定し、子会社の業績目標等を明確にすることで、当社グループの取締役等の職務執行体制を整える。
 - b. 子会社は、経営上の重要な事項等について当社へ報告するものとし、必要に応じて当社の事前承認を得た上で職務を執行する。
 - (4) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合するための体制
 - a. 子会社は、当社が定める「企業倫理基準」に基づき、法令及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。また、当社の経営企画室及び業務監査室は、必要に応じて子会社を指導する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項、及びその使用人に対する支持の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役は、使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役、業務監査室長等の指揮命令を受けないものとする。
 - (2) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人の職務遂行に関する評価については、監査役の意見を聴取するものとする。
 - (3) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人に対して、その職務遂行に関する必要な権限を与えるとともに、それを妨げてはならないものとする。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、及び子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
 - (1) 代表取締役及び取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
 - (2) 当社グループの取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。必要な報告及び情報提供とは、次のとおりとする。なお、d、eについては、これらが発見次第、速やかに当社の監査役へ適宜適切に報告するものとする。
 - a. 内部監査部門が実施した内部監査の結果（内部統制システムの状況を含む）
 - b. リスク管理の状況
 - c. コンプライアンスの状況（事故・不正・苦情・トラブル）等
 - d. 当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - e. 取締役の職務遂行に関して不正行為、法令、定款に違反する重大な事実

- f. その他上記a～eに準じる事項
(3) 当社の業務監査室は、その業務執行状況等について、定期的に当社の監査役に対して報告を行う。

8. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社は、前項に定める監査役に対する報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を社内周知徹底する。
(2) 当社が定める「内部通報制度規程」に基づき、当社の業務監査室、又は当社の監査役に対して報告を行った者に関しても、前述(1)と同様の扱いとする。

9. 監査役職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役職務の執行について生じる費用については、当該費用が監査役職務執行に必要がないと認められた場合を除き、前払いまたは償還等を請求できるものとし、会社は当該費用を負担する。

10. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役の過半数は社外監査役とし、対外透明性を担保する。
(2) 監査役が監査の実施にあたり、独自に顧問弁護士を雇用し、または必要に応じて公認会計士、コンサルタント、その他の外部アドバイザーを雇用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
(3) 当社の代表取締役及び取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、経営課題やコンプライアンス体制等について意見交換を行う。
(4) 監査役より要請があった場合は、当社及び当社グループ内で実施される各種会議へ出席できるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「市民生活の安全や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、弁護士及び警察等関連機関との連携の強化を図り、これらの圧力に対しては断固として対決し排除する」を基本方針として掲げ、企業倫理基準に反社会的勢力との対決について下記のとおり規定し、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。

- a. 市民や企業に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します
b. 反社会的勢力に対する利益供与は一切しません
c. 反社会的勢力に対する情報を社内共有し、社員全員で対処します
d. 業界・地域社会で協力し、また警察等の関係行政機関と密接な連携を取って反社会的勢力の排除に努めます

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

特に制度として導入はしていません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) コーポレート・ガバナンス体制について

当社は、コーポレート・ガバナンスを更に充実させるため、組織体制整備や規程整備を継続的に行って参ります。なお、現状の体制等については「2 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」をご参照ください。

(2) 適時開示体制の概要

a. 担当部署

会社情報の適時開示に関する担当部署は経営企画室であり、情報取扱責任者は経営企画室を掌握する担当取締役であります。

b. 情報収集

当社各部署及び関連会社において重要情報が発生した場合、その情報を直ちに経営企画室へ報告することとしております。報告を受けた経営企画室の担当者は情報取扱責任者に報告するとともに、情報取扱責任者は「株式等の内部者取引に関する規程」に則り内部情報管理を徹底するとともに、インサイダー取引の未然防止を図っております。

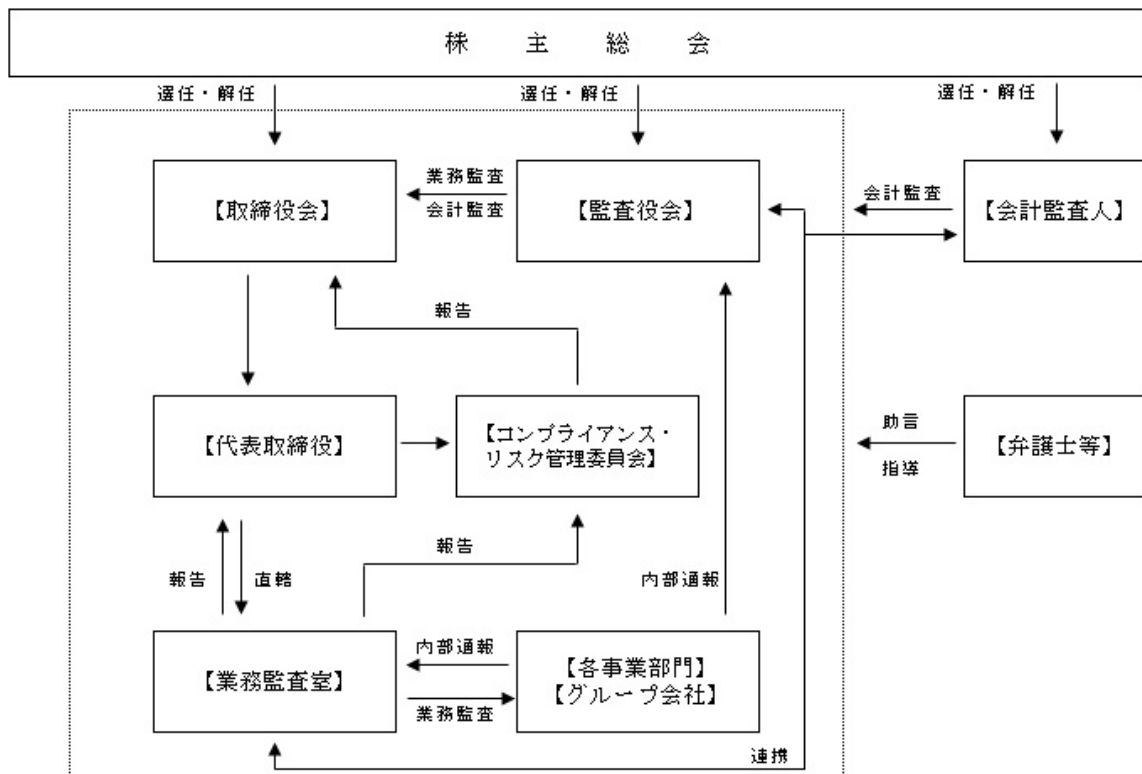
c. 適時開示の判定

情報取扱責任者は、適時開示の重要性及び適時開示の要否を開示規則（金融商品取引法、企業内容等の開示に関する内閣府令、東京証券取引所の「有価証券上場規定」に基づく適時開示規則等）に則り判断しております。

d. 情報開示

開示が義務付けられている決定事実、発生事実及び決算情報については、その開示内容を取締役会または代表取締役より承認を得て、速やかに開示しております。その他の任意開示につきましては、担当取締役、経営企画室、その他関連部署で協議・審査のうえ、代表取締役の承認を得て、速やかに開示しております。情報開示につきましては、TDnetへの登録（適時開示情報閲覧サービスへの掲載）、自社ホームページへの掲載を行っております。

【参考資料 1：コーポレート・ガバナンス体制の模式図】



【参考資料2: 適時開示体制の概要】

